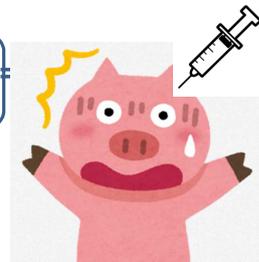


注射針・抗菌剤等の残留防止の徹底について

注射針や抗菌剤等の残留防止は、食の安全・安心を推進する上で重要な管理点です。以下の留意事項を守り、日頃の飼養管理の徹底をお願いします。

注射針の残留を防ぐための留意事項



【注射針を残留させないために】

- 1 曲がったり破損のある注射針を使用しない。
- 2 注射針の入荷・使用・廃棄時の記録をとり、在庫本数を把握する。
- 3 折れにくく、埋没しにくい注射針を使用する。
- 4 注射を行う際には、適切に保定する。

【注射針が残留した場合 又は残留が疑われる場合（注射針の紛失等）】

- 1 残留した場合、可能な限り速やかに除去する。
- 2 除去不可能な場合、出荷まで個体と残留部位を判別できるよう管理する。（タグの装着、スプレーによるマーキング、耳刻等）
- 3 残留した個体が不明な場合、注射針の残留の疑いがある群（畜房ごと等）を全て残留疑いとする。
- 4 注射針が残留している 又は残留の疑いがあることを記録（投与日、投与した薬剤、注射部位等）し、出荷まで保管する。
- 5 と畜場出荷時に「注射針残留の疑いがある」場合は必ず申告する。

抗菌剤等の残留を防ぐための留意事項

- 1 用法、用量及び使用禁止期間（休薬期間）を確認・遵守する。
- 2 抗菌剤等を使用したら、必ず使用記録（使用年月日、使用場所、対象個体、薬品名等）を記帳・保管し、出荷時に必ず確認する。

御不明な点がございましたら、最寄りの家畜保健衛生所へご相談ください。

県央家畜保健衛生所	TEL:028(689)1200	FAX:028(689)1279
県南家畜保健衛生所	TEL:0282(27)3611	FAX:0282(27)4144
県北家畜保健衛生所	TEL:0287(36)0314	FAX:0287(37)4825